

第 2 3 回議会基本条例策定特別委員会の概要

開催日時 平成 2 5 年 7 月 3 1 日 (水) 午前 1 0 時から
 開催場所 9 0 8 会議室
 出席委員 委員長：佐藤一好 副委員長：真田広志
 委員：村山国子 羽田房男 後藤善次 梅津政則 白川敏明 萩原太郎
 半沢正典 西方正雄 佐久間行夫 黒沢 仁 尾形 武 穴戸一照
 斎藤朝興 須貝昌弘 山岸 清

議 題

1. 議会基本条例の内容検討について
2. その他
 次回開催日について

第 2 4 回：平成 2 5 年 8 月 2 7 日 (火) 午前 1 0 時から	9 0 8 会議室
第 2 5 回：平成 2 5 年 9 月 2 6 日 (木) 午前 1 0 時から	9 0 8 会議室
第 2 6 回：平成 2 5 年 1 0 月 8 日 (火) 午前 1 0 時から	9 0 8 会議室

協議内容

1. 前回の検討事項の確認について

○会派持ち帰りとした検討事項について、各会派の協議結果について、説明・質疑の後、議会基本条例における条文案の取り扱いについて確認。

【第 2 2 回特別委員会の検討事項と協議の結果】

- (1) 基本条例素案について

■ 取り扱い：条文案及び逐条解説を原案どおり承認

■ 確認された条文案及び逐条解説案

第一章 総則

(目的) 第 1 条 (略)。

【趣旨】

□ 本条は、この条例の制定の目的を明らかにしたものです。

【解説】

□ 前文でうたったこの基本条例の制定の趣旨と決意を踏まえ、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的として定めたものです。

(基本理念) 第 2 条 (略)

【趣旨】

□ 本条は、この条例の基本理念を明らかにしたものです。

【解説】

□ 議会は、市民から直接選挙により選ばれた議員で構成する合議制の代表機関として、市民に開かれた議会運営を実現し、市民の信頼と負託に応える議会を目指すものです。

(基本方針) 第3条 (略)

【趣旨】

□本条は、この条例の基本方針を明らかにしたものです。

【解説】

□前条の基本理念を実現するため、議会が目指す3つの方向性について定めたものです。

□第1号は、「市民に開かれた議会」について定めたものです。

□第2号は、「議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会」について定めたものです。

□第3号は、「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」について定めたものです。

(政務活動費)

第14条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 政務活動費については、別に条例で定める。

【趣旨】

□本条は、政務活動費について定めたものです。

【解説】

□政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、政務活動費の収支報告書等を公開することにより、その使途に関する市民に対する説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを定めたものです。

□政務活動費に関することについては、「福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）」で定めます。

第十章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第33条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【趣旨】

□本条は、この条例が議会の基本となる条例であり、議会における最高規範であること定めたものです。

【解説】

□第1項は、この条例が議会の基本となる最高規範であることから、議会に関する他の条例や規則、規程等を制定及び改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならないことを定めたものです。

□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図りながら適正な解釈と運用を行うことを定めたものです。

(見直し手続)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、前項の規定によりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くため

に必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

□本条は、この条例の見直し手続について定めたものです。

【解説】

□第1項は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討することを定めたものです。

□第2項は、この条例の見直し手続きについて定めたものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化等を十分考慮し、必要に応じて条例の改正などの措置を講じていくものです。

□第3項は、議会は、前項の規定よりこの条例を改正する時は、必要に応じて市民の意見を聴くためにパブリック・コメント等の必要な措置を講ずるものです。

【第23回特別委員会の検討事項と協議の結果】

(1) 議会基本条例施行に係る検討事項

■取り扱い：議会基本条例施行に係る検討事項中、検討組織案が議会運営委員会のものについてのみ原案どおり了承

■了承された議会基本条例施行に係る検討項目：資料1別紙

2. 今回の検討事項等について

○検討事項に関して、福島市議会の現状を踏まえ、委員間で意見交換。

○検討事項の通年議会の導入については、議会運営委員会にて、協議検討され議会の会期の考え方について示されたことから、条例案文案及び逐条解説案について、また、「議会基本条例(素案)」の市民報告会については、開催に係る検討事項について、更に議会基本条例施行に係る検討事項中、検討組織案が議会運営委員会以外のものについて持ち帰り検討のうえ、次回の委員会で意見集約を行うことについて確認。

(今回の検討事項)

□通年議会の導入について

□「議会基本条例(素案)」の市民報告会について

□議会基本条例施行に係る検討事項